

# 竹林の風

～すべては学校のため すべては子どもたちのため～

栃木県教育委員会事務局  
河内教育事務所  
令和5年2月7日  
発行責任者 西村和孝  
<http://www.pref.tochigi.lg.jp/m51/kawachi-kyouiku@pref.tochigi.lg.jp>

第67号



## 充実した協議が行われました～河内地区人権教育研修会～

河内地区人権教育研修会が1月23日(月)に行われました。全体会では、宇都宮市立星が丘中学校の田島敦子先生から、「人権教育における『性の多様性』に関する考察」と題して、内地留学を通して学ばれたことやその学びを生かした日々の実践についてお話しいただきました。その後の班別協議では、ご準備いただいた実践事例をもとに、各教科等における具体的な人権教育の指導の工夫等について話し合いました。

3年ぶりに参集型で開催しました本研修会ですが、感染症感染拡大防止にご協力いただきながら、大変熱心にご協議いただくなど充実した研修とすることができました。是非、各校において本研修会の成果を共有していただくようお願いします。

目の前にいる子どもたちが、将来、人権が尊重された平和で豊かな社会や世界を創っていくことを信じて、人権教育を積極的に推進していきましょう。



### 参加された先生方の声

○子どもたちの人権意識を高めていくためには、クラスの実態に合った課題設定を行っていくことが重要であることを学びました。また、教える側の人権意識も大切であるという点は、はっとさせられました。

○田島先生の講話で「SOGI」という言葉を知り、人権問題に関する知識等も日々アップデートしていかなければいけないなと思いました。

## 「夢」について考える機会を提供します～とちぎ未来大使「夢」講座～

「とちぎ未来大使『夢』講座」は、県内外で広く活躍されている「とちぎ未来大使」を講師に迎え、中学校時代の経験や目標達成の過程を講話や実演、交流等により中学生に伝えることを通して、「夢」について考えてもらう機会を提供するものです。

今年度は、管内の中学校5校において実施しました。今回は、11月19日に陽南中学校で行われた、ラジオパーソナリティ菊池元男氏の「夢」講座について紹介します。

雷様剣士ダイジの登場シーンのパフォーマンスで始まり、その大迫力のパフォーマンスに生徒の皆さんは一気に釘付けとなりました。現在、ラジオで約20万人に向けてメッセージを発信している菊池氏。小学生時代は自分に自信がなく、学校でも目立たない存在だったそうです。そんな中、中学入学とともに菊池少年の挑戦が始まったそうです。学級委員を経験したこと、必死に勉強したこと…自分が変わり始めるきっかけについて話してくださいました。ラジオパーソナリティならではのプロの話術に、生徒の皆さんも夢中になって聴き入っていました。H.C日光アイスバックスでアリーナMCも務める菊池氏は、講座の途中で選手登場の実演も行ってくださり、紹介された生徒さんは、まるでスター選手のような気分を体験することができました。生徒の皆さんからは「夢をもつ大切さを知りました」「明日から自分を信じて頑張りたい」などの感想が多く寄せられました。



河内教育事務所では今後、管内各中学校に、令和5年度の開講希望調査の実施を予定していますので、児童・生徒の「夢」づくりに向け、是非活用の検討をお願いします。



## 紙の教材の撮影と著作権の関係について

文部科学省から、11月24日の事務連絡「1人1台端末により撮影した教材の画像データを活用した学びについて」において、紙の教材の撮影と著作権の関係について以下のような見解が示されましたのでご紹介します。(詳しくは、以下サイトをご覧ください。)

([https://www.mext.go.jp/content/20221124-mxt\\_jogai02-000003278\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20221124-mxt_jogai02-000003278_1.pdf))

- ① **私的利用** 児童生徒が、自宅等での自習・宿題等の目的で私的に使用する範囲において、ICT 端末で教材の関連箇所を撮影することは著作権者等の許諾がなくても可能である。
- ② **授業目的での利用** 授業の過程で教師が複製を求める場合は、私的に使用する目的とみなされない可能性があるが、著作権法第35条により、授業の過程における利用に供するために必要と認められる限度での利用については著作権者等の許諾がなくても可能である。

※ ただし、ドリルなど児童生徒等が一人一点ずつ購入することを想定して販売されている教材を学校で一冊のみ購入し、教師が必要箇所をコピーして全ての児童生徒に配布・配信すること等は著作権者等の利益を不当に害するおそれがあるため、著作権者等の許諾を得ることが必要です。

例えば、上記①のような取組を通じて、教材を学校に置いて帰ることも可能になるのではないのでしょうか。前述の事務連絡をはじめ、著作物等の公正な利用に留意しながら、1人1台端末の積極的な活用を推進していただければと思います。

なお、以下サイトに、著作物の教育利用について分かりやすくまとめられておりますので、ぜひご参照ください。

■ 著作物の教育利用に関する関係者フォーラム「改正著作権法第35条運用指針」

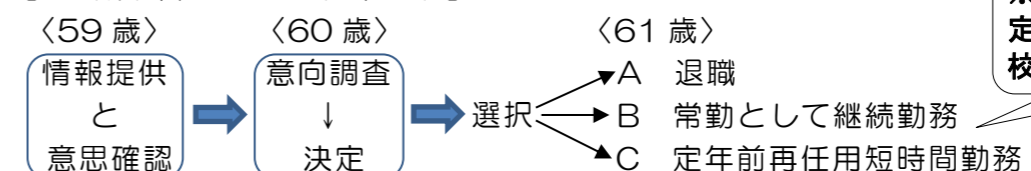
[https://sartras.or.jp/wp-content/uploads/unyoshishin\\_20201221](https://sartras.or.jp/wp-content/uploads/unyoshishin_20201221)

## 定年引上げに伴う60歳以降の働き方について

令和5年4月から定年の段階的な引上げなどの新たな制度が導入されることとなり、私たち栃木県教職員の働き方が変わります。そこで、本制度の概要をお知らせします。

- 1 定年の段階的引上げ  
○ 定年を60歳から65歳まで2年に1歳ずつ段階的に引き上げます。
- 2 役職定年制の導入  
○ 管理職者及び主幹教諭を対象に役職定年年齢は60歳となります。  
※61歳以降は、「教諭」として勤務することになります。
- 3 給与に関する措置  
○ 給料月額は、60歳に達した日後の最初の4月1日以後は、7割水準となります。  
○ 退職手当は、60歳に達した日後の最初の3月31日以降でも、60歳時までのピーク時の給与で算定されます。
- 4 定年前再任用短時間勤務制度  
○ 初任者指導や通級指導等の短時間で勤務する制度が導入されます。  
※ただし、任用枠には限りがあります。

【59歳以降のフローチャート】



※B・Cは定数配置となるため、校務分掌等があります

教職員一人一人の誇りと品格は教育への信頼を確たるものにする